

D-2の機械等の事例

事例 射出成形機等（行政から回収・改善要請を実施したもの）

（1）機械等の欠陥の状況

梱包プレス（上定盤と下定盤の間に衣類等を入れ、上定盤と下定盤がそれぞれ衣類等を押し当て圧縮し、直方体の形に成型するもの）で古着の梱包作業を行っていた被災者が古着と上定盤の間に、胸より下が圧迫された状態で挟まれ死亡した。

（2）違反状況：労働安全衛生規則第 147 条（労働者の挟まれ防止のための安全装置が設けられていない違反あり）※

（3）同種機械の販売状況：36 台

（4）改善状況：行政指導により、平成 25 年 7 月現在、13 台改善済み

※労働安全衛生規則第 147 条（射出成形機等による危険の防止）

事業者は、射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等（本章第四節に規定する機械を除く。）に労働者が身体の一部をはさまれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

（なお、梱包プレスは、第 147 条の射出成形機等に該当する。）